



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年5月22日火曜日 第2977号

◇ 目 次 ◇

農用地利用配分計画の認可.....（農政課農地・担い手対策室）... 394
 農業委員会交付金等交付規程の一部改正.....（ " ）... 394
 肥料登録有効期間の更新.....（農産園芸課）... 402
 解除予定保安林にする旨の通知.....（森林整備課）... 402
 解除予定保安林.....（ " ）... 402
 公共測量の終了の通知（2件）.....（道路維持課）... 402
 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....（東予地方局環境保全課）... 402
 土地改良区役員の就退任の届出（3件）.....（東予地方局農村整備課）... 405
 土地改良事業の計画の変更の認可.....（ " ）... 406

教育委員会規則

愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則.....（義務教育課）... 406

教育委員会公告

平成31年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について.....（高校教育課）... 406

選挙管理委員会告示

開票区の設置の一部改正.....（選挙管理委員会）... 407

告 示

○愛媛県告示第533号

平成30年4月18日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき認可した。

平成30年5月22日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積（㎡）
安藤英利	愛媛県西条市氷見丙982番地10	愛媛県西条市氷見丙747番1	1,065

2 認可年月日

平成30年5月14日

○愛媛県告示第534号

農業委員会交付金等交付規程（昭和31年12月愛媛県告示第833号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成30年度分の交付金、負担金及び補助金から適用する。

平成30年5月22日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
（交付金等交付対象経費及び補助率等）			（交付金等交付対象経費及び補助率等）		
第2条 交付金等を交付することとする経費及びその補助率等は、次の表のとおりとする。			第2条 交付金等を交付することとする経費及びその補助率等は、次の表のとおりとする。		
(1) 交付金			(1) 交付金		
区分	経 費	交付基準又は交付金額	区分	経 費	交付基準又は交付金額
農業委員会に要する	省略		農業委員会に要する	省略	
	農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務に要する経費	省略		農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務に要する経費	省略

経費	(農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬をいう。第3項第1号において同じ。)
----	---

(2)・(3) 省略

2・3 省略

(区分経理及び帳簿書類の備付け)

第12条 市町又は農業委員会ネットワーク機構は、交付金等交付事業の経理を他の経理と区分し、交付金等の使途を明らかにしておかなければならない。

2 市町又は農業委員会ネットワーク機構は、交付金等交付事業に係る歳入歳出又は収入支出の収支予算書並びに収支精算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、農業委員会交付金等調査(様式第10号)を作成しておかなければならない。

3 省略

様式第2号の(1)(第3条関係)

省略

別紙1 農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務に要する経費(農地利用最適化交付金)に係る事業

1 活動実績に応じた交付金関係

(1) 省略

(2) 農地利用の最適化に向けた活動

ア 担い手への農地集積・集約化の推進活動

時 期	活動日数		活動内容
	うち前期分		
	人日	人日	

イ 遊休農地の発生防止・解消活動

時 期	活動日数		活動内容
	うち前期分		
	人日	人日	

ウ 農地中間管理機構との連携活動

時 期	活動日数		活動内容
	うち前期分		
	人日	人日	

エ 新規参入の促進活動

時 期	活動日数		活動内容
	うち前期分		
	人日	人日	

オ その他

時 期	活動日数		活動内容
	うち前期分		
	人日	人日	

2 成果実績に応じた交付金関係

(1) 年度(事業実施年度の前年度)における農地利用の最適化の状況

遊休農地面積(年利用状況調査結果)

耕地面積(A)	遊休農地面積(B)		遊休農地率(B / (A + C))
	1号遊休農地(C)	2号遊休農地(D)	

経費	(農業委員及び農地利用最適化推進委員手当をいう。第3項第1号において同じ。)
----	--

(2)・(3) 省略

2・3 省略

(帳簿書類の備付け)

第12条 市町又は農業委員会ネットワーク機構は、交付金等交付事業の経理を他の経理と区分し、交付金等の使途を明らかにしておかなければならない。

2 市町又は農業委員会ネットワーク機構は、交付金等交付事業に係る歳入歳出又は収入支出の収支予算書並びに収支精算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、農業委員会交付金等調査(様式第10号)を作成しておかなければならない。

3 省略

様式第2号の(1)(第3条関係)

省略

別紙1 農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務に要する経費(農地利用最適化交付金)に係る事業

1 活動実績に応じた交付金関係

(1) 省略

(2) 農地利用の最適化に向けた活動

ア 担い手への農地集積・集約化の推進活動

時 期	活動日数		活動内容
	うち前期分		
	人日	人日	

イ 遊休農地の発生防止・解消活動

時 期	活動日数		活動内容
	うち前期分		
	人日	人日	

ウ 農地中間管理機構との連携活動

時 期	活動日数		活動内容
	うち前期分		
	人日	人日	

エ 新規参入の促進活動

時 期	活動日数		活動内容
	うち前期分		
	人日	人日	

オ その他

時 期	活動日数		活動内容
	うち前期分		
	人日	人日	

2 成果実績に応じた交付金関係

(1) 年度(事業実施年度の前年度)における農地利用の最適化の状況

ア 農地集積面積(年12月末日現在)

耕地面積(A)	農地集積面積(B)	農地集積率(B / A)
ha	ha	%

注 小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位

ha	ha	ha	ha	%
----	----	----	----	---

注 小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで記載すること。

(2) 年度（事業実施年度）における農地利用の最適化の状況

ア 省略

イ 農業委員会の活動による農地集積面積（ 年1月1日から 年12月末日まで）

農業委員会の活動による農地集積面積	
	うち前期分
ha	ha

注 省略

ウ 省略

3 経費の内訳

項 目	総事業費	活動実績 に応じた		成果実績 に応じた		経費 内訳
		交付金額		交付金額		
		うち 前期 分	うち 前期 分	うち 前期 分	うち 前期 分	
1 担い手への農地集積・集約化の推進活動		円	円			
2 遊休農地の発生防止・解消活動						
3 農地中間管理機構との連携活動						
4 新規参入の促進活動						
5 その他						
合 計	円			円	円	

注 省略

別紙2 省略

別紙3 農地の有効利用を図るための支援事業

1 農地集積の推進活動

活動内容

まで記載すること。

イ 遊休農地面積（ 年利用状況調査結果）

耕地面 積(A)	遊休農地面積(B)		遊休農地率(B/ (A+C))
	1号遊 休農地(C)	2号遊 休農地(D)	
ha	ha	ha	%

注 小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで記載すること。

(2) 年度（事業実施年度）における農地利用の最適化の状況

ア 省略

イ 農業委員会の活動による農地集積面積（ 年1月1日から 年12月末日まで）

農業委員会の活動による農地集積面積	
	ha

注 省略

ウ 省略

3 経費の内訳

項 目	総事業費	活動実績 に応じた		成果実績 に応じた		経費 内訳
		交付金額		交付金額		
		円	円	円	円	
1 担い手への農地集積・集約化の推進活動				円		
2 遊休農地の発生防止・解消活動						
3 農地中間管理機構との連携活動						
4 新規参入の促進活動						
5 その他						
合 計	円				円	

注 省略

別紙2 省略

別紙3 農地の有効利用を図るための支援事業

1 農地の有効利用を図るための活動

(1) 農地集積の推進活動

活動内容

(2) 相談活動

2・3 省略

4 経費の内訳

項 目	総事業費	うち補助金額	経費内訳
1 農地集積の推進活動	省略		
2・3 省略			
省略			

注 省略

様式第3号の(1) (第3条、第12条関係)

収 支 予 算 書

(1) 省略

(2) 支出の部

区 分	本年度 予算額	左のうち県費交 付金等交付額	備 考
1～3 省略	円	円	
4 農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬(農地利用最適化交付金)			
5 省略			
省略			

様式第3号の(2) (第3条、第12条関係) 省略

様式第8号の(1) (第8条関係)

事 業 実 績 書

1～7 省略

8 経費関係

区 分	実 績
省略	
農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬(農地利用最適化交付金)	委員報酬支給人員 省略
省略	

9 省略

別紙1 農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務に要する経費(農地利用最適化交付金)に係る事業

1 活動実績に応じた交付金関係

(1) 省略

(2) 農地利用の最適化に向けた活動

ア 担い手への農地集積・集約化の推進活動

農地相談員	人数	相談員の活動		備 考
		活動日数	活動内容	
専門分野	農地制度に専門的な知見を有する者	人	日	
	地域の農業事情等に精通している者	人	日	
	その他()	人	日	

注1 「その他」の欄は、具体的に記載すること。

2 確定値を記載できない欄は、想定値を記載すること。

2・3 省略

4 経費の内訳

項 目	総事業費	うち補助金額	経費内訳
1 農地の有効利用を図るための活動	省略		
2・3 省略			
省略			

注 省略

様式第3号の(1) (第3条 関係)

収 支 予 算 書

(1) 省略

(2) 支出の部

区 分	本年度 予算額	左のうち県費交 付金等交付額	備 考
1～3 省略	円	円	
4 農業委員及び農地利用最適化推進委員手当(農地利用最適化交付金)			
5 省略			
省略			

様式第3号の(2) (第3条 関係) 省略

様式第8号の(1) (第8条関係)

事 業 実 績 書

1～7 省略

8 経費関係

区 分	実 績
省略	
農業委員及び農地利用最適化推進委員手当(農地利用最適化交付金)	委員手当支給人員 省略
省略	

9 省略

別紙1 農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務に要する経費(農地利用最適化交付金)に係る事業

1 活動実績に応じた交付金関係

(1) 省略

(2) 農地利用の最適化に向けた活動

ア 担い手への農地集積・集約化の推進活動

時 期	活動日数		活動内容
	人日	うち前期分	
	人日	人日	

イ 遊休農地の発生防止・解消活動

時 期	活動日数		活動内容
	人日	うち前期分	
	人日	人日	

ウ 農地中間管理機構との連携活動

時 期	活動日数		活動内容
	人日	うち前期分	
	人日	人日	

エ 新規参入の促進活動

時 期	活動日数		活動内容
	人日	うち前期分	
	人日	人日	

オ その他

時 期	活動日数		活動内容
	人日	うち前期分	
	人日	人日	

2 成果実績に応じた交付金関係

- (1) 年度（事業実施年度の前年度）における農地利用の最適化の状況

遊休農地面積（ 年利用状況調査結果）

耕地面積(A)	遊休農地面積(B)		遊休農地率(B / (A + C))
	1号遊休農地(C)	2号遊休農地(D)	
ha	ha	ha	%

注 小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで記載すること。

- (2) 年度（事業実施年度）における農地利用の最適化の状況

ア 省略

イ 農業委員会の活動による農地集積面積（ 年1月1日から 年12月末日まで）

農業委員会の活動による農地集積面積	
	うち前期分
ha	ha

注 省略

ウ 省略

3 経費の内訳

時 期	活動日数	活動内容
	人日	

イ 遊休農地の発生防止・解消活動

時 期	活動日数	活動内容
	人日	

ウ 農地中間管理機構との連携活動

時 期	活動日数	活動内容
	人日	

エ 新規参入の促進活動

時 期	活動日数	活動内容
	人日	

オ その他

時 期	活動日数	活動内容
	人日	

2 成果実績に応じた交付金関係

- (1) 年度（事業実施年度の前年度）における農地利用の最適化の状況

ア 農地集積面積（ 年12月末日現在）

耕地面積(A)	農地集積面積(B)	農地集積率(B / A)
ha	ha	%

注 小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで記載すること。

イ 遊休農地面積（ 年利用状況調査結果）

耕地面積(A)	遊休農地面積(B)		遊休農地率(B / (A + C))
	1号遊休農地(C)	2号遊休農地(D)	
ha	ha	ha	%

注 小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで記載すること。

- (2) 年度（事業実施年度）における農地利用の最適化の状況

ア 省略

イ 農業委員会の活動による農地集積面積（ 年1月1日から 年12月末日まで）

農業委員会の活動による農地集積面積	
	うち前期分
	ha

注 省略

ウ 省略

3 経費の内訳

項 目	総事業費	活動実績		成果実績		経費内訳
		に応じた		に応じた		
		交付金額	うち 前期分	交付金額	うち 前期分	
1 担い手への農地集積・集約化の推進活動		円	円			
2 遊休農地の発生防止・解消活動						
3 農地中間管理機構との連携活動						
4 新規参入の促進活動						
5 その他						
合 計	円			円	円	

注 省略

別紙2 省略

別紙3 農地の有効利用を図るための支援事業

1 農地集積の推進活動

活 動 内 容

2・3 省略

4 経費の内訳

項 目	総事業費	うち補助金額	経費内訳
1 農地集積の推進活動	省略		
2・3 省略			
省略			

注 省略

様式第9号の(1)(第8条、第12条関係)

収 支 精 算 書

(1) 省略

(2) 支出の部

項 目	総事業費	活動実績		成果実績		経費内訳
		に応じた		に応じた		
		交付金額	うち 前期分	交付金額	うち 前期分	
1 担い手への農地集積・集約化の推進活動		円				
2 遊休農地の発生防止・解消活動						
3 農地中間管理機構との連携活動						
4 新規参入の促進活動						
5 その他						
合 計	円				円	

注 省略

別紙2 省略

別紙3 農地の有効利用を図るための支援事業

1 農地の有効利用を図るための活動

(1) 農地集積の推進活動

活 動 内 容

(2) 相談活動

農地相談員	人数	相談員の活動実績		備考
		活動日数	活動内容	
専門分野	農地制度に専門的な知見を有する者	人	日	
	地域の農業事情等に精通している者	人	日	
	その他()	人	日	

注 「その他」の欄は、具体的に記載すること。

2・3 省略

4 経費の内訳

項 目	総事業費	うち補助金額	経費内訳
1 農地の有効利用を図るための活動	省略		
2・3 省略			
省略			

注 省略

様式第9号の(1)(第8条、第12条関係)

収 支 精 算 書

(1) 省略

(2) 支出の部

区 分	本年度 精算額	本年度 予算額	備 考
1～3 省略			
4 農業委員及び農地利用最適化推進 委員の報酬（農地利用最適化交付 金）			
5 省略			
省略			

様式第9号の(2)（第8条、第12条関係） 省略

区 分	本年度 精算額	本年度 予算額	備 考
1～3 省略			
4 農業委員及び農地利用最適化推進 委員手当（農地利用最適化交付 金）			
5 省略			
省略			

様式第9号の(2)（第8条_____関係） 省略

様式第9号の(2)の次に次の1様式を加える。

様式第10号（第12条関係）

年 度 農 業 委 員 会 交 付 金 等 調 書

県			市 町 名 等										備 考
			歳 入 (収 入)			歳 出 (支 出)							
交付金等名	交付決定の額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち県費交付金等相当額	支出済額	うち県費交付金等相当額	翌年度繰越額	うち県費交付金等相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	

- 注1 「交付金等名」の欄には、交付金等交付事業の名称のほか、当該交付金等交付事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 2 「科目」の欄には、歳入（収入）にあつては款、項、目及び節を、歳出（支出）にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「交付金等名」の欄に特記した経費に対応する市町等の歳出（支出）予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出（支出）の「科目」の欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 3 「予算現額」の欄には、歳入（収入）にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出（支出）にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 4 「備考」の欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 交付金等交付事業に係る市町等の歳出（支出）予算額の繰越し（歳出（支出）予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかつた部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付金等交付事業に係る交付金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合においては、歳入の「科目」の欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の欄の数字の下にそれぞれ県費交付金等額を内書きすること。

○愛媛県告示第535号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成30年 5月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成36年6月27日	愛媛県第1208号	炭酸カルシウム肥料	くみあい粒状苦土炭酸石灰	アルカリ分 53.0 く溶性苦土 10.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	大日本ドロマイト鉱業株式会社 愛媛県西予市城川町田穂1456番地2

○愛媛県告示第536号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年 5月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 解除予定保安林の所在場所
愛媛県南宇和郡愛南町柏1387の6・1442の5・1499の2・1531・1532（以上5筆国有林）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第537号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年 5月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- (1) 解除予定保安林の所在場所
今治市玉川町龍岡下字原田丁230の26、丁230の27、葛谷字長ソ乙113の10、乙113の11、字コロケ谷乙119の6
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第538号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、松山市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年 5月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 作業種類 公共測量（MMS地形測量、TS等地形測量）
- 作業期間 平成29年12月7日から
平成30年3月28日まで
- 作業地域 松山市の一部

○愛媛県告示第539号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第

14条第2項の規定に基づき、松山市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年 5月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 作業種類 公共測量（既成図数値化）
- 作業期間 平成29年12月7日から
平成30年2月20日まで
- 作業地域 松山市域

○愛媛県告示第540号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成30年 5月22日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
株式会社ハタダ
新居浜市船木甲2131番地
代表取締役 畑田 康裕
- 事業場の名称及び所在地
株式会社ハタダ 本社工場
新居浜市船木甲2131番地
- 特定施設に関する事項

(1) No.1

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第17号、豆腐又は煮豆の製造業に供する湯煮施設	
特定施設の能力	1回当たり820リットル処理	
設 置 年 月 日	平成14年 5月 1日	
特定施設の使用時間間隔	間 欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	6 時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.8～8.6 最大 5.8～8.6
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1,000 最大 1,500
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 20 最大 40
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 40 最大 80
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 20 最大 40

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 0.2 最大 0.5
----------------------------	------------------

備考 汚水等は、産業排水処理浄化槽施設No.1にて処理する。

(2) No.2

特定施設の種 類	政令別表第1第17号 豆腐又は煮豆の製造業に供する湯煮施設	
特定施設の能力	1回当たり740リットル処理	
設 置 年 月 日	平成20年9月1日	
特定施設の使用時間間隔	間 欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	6時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,600 最大 2,200
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 20
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 70 最大 100
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 80
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 0.2 最大 0.5	

備考 汚水等は、産業排水処理浄化槽施設No.1にて処理する。

(3) No.3 - 1 - 3 - 4 (4基)

特定施設の種 類	政令別表第1第2号イ 原料処理施設	
特定施設の能力	1時間当たり410リットル処理	
設 置 年 月 日	平成24年3月1日	
特定施設の使用時間間隔	間 欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	9時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 7,000 最大 10,000

浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4,300 最大 7,000
窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 210 最大 300
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 80
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 2.2 最大 4.0

備考 汚水等は、産業排水処理浄化槽施設No.1にて処理する。

(4) No.4 - 1

特定施設の種 類	政令別表第1第2号イ 原料処理施設	
特定施設の能力	1回当たり900リットル処理	
設 置 年 月 日	平成19年9月1日	
特定施設の使用時間間隔	間 欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	12時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,000 最大 2,000
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 600 最大 1,000
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 60
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8 最大 20
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 1.0 最大 2.0	

備考 汚水等は、産業排水処理浄化槽施設No.1にて処理する。

(5) No.4 - 2

特定施設の種 類	政令別表第1第2号イ 原料処理施設	
特定施設の能力	1回当たり800リットル処理	
設 置 年 月 日	平成19年9月1日	
特定施設の使用時間間隔	間 欠	

特定施設の1日当たりの使用時間	12時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1,000 最大 2,000
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 600 最大 1,000
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 60
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 8 最大 20
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 1.0 最大 2.0	

備考 汚水等は、産業排水処理浄化槽施設No.1にて処理する。

(6) No.5

特定施設の種類	政令別表第1第2号イ 原料処理施設	
特定施設の能力	1日当たり594リットル処理	
設置年月日	平成23年7月1日	
特定施設の使用時間間隔	間欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	9時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 70,000 最大 100,000
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 100,000 最大 120,000
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2,000 最大 3,000
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 430 最大 500
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 0.6 最大 1.5	

備考 汚水等は、産業排水処理浄化槽施設No.1にて処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

産業排水処理浄化槽施設No.1

設置年月日	平成3年8月1日		
処理施設の種類	生物処理		
処理施設の型式	長時間ばつ気、接触ばつ気及び油分解処理方式		
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製		
処理施設の主要寸法	縦 10.7メートル 横 14.7メートル 高さ 4.55メートル		
処理施設の能力	1日当たり140立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	長時間ばつ気、接触ばつ気及び油分解処理		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 840 最大 1,200	通常 20 最大 30
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 300	通常 20 最大 40
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 150	通常 10 最大 30
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 4 最大 20	通常 1 最大 10
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 110 最大 140	通常 110 最大 140

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 30
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 40

	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 10 最大 30
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1 最大 10
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 116 最大 152

備考 この他に、雨水排水口が6箇所ある。

○愛媛県告示第541号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、四国中央市土居町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成30年 5月22日

愛媛県東予地方局長 高橋正浩

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	真 鍋 久 繁	四国中央市土居町上野3698番地
"	鈴 木 博 美	四国中央市土居町北野2240番地
"	高 橋 藤 信	四国中央市土居町土居1009番地
"	加 藤 弘 明	四国中央市土居町中村1442番地
"	中 川 幸 夫	四国中央市土居町小林1642番地
"	越 智 寧	四国中央市土居町藤原5番耕地7番地
"	坂 上 大 恭	四国中央市土居町津根2782番地
"	谷 比呂司	四国中央市川之江町2751番地10
"	岸 高 幸	四国中央市土居町天満2047番地2
"	野 村 好三郎	四国中央市土居町蕪崎727番地1
監 事	鈴 木 和 治	四国中央市土居町中村615番地
"	加 藤 徳 明	四国中央市土居町土居485番地2
"	続 木 則 幸	四国中央市土居町野田甲1000番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	真 鍋 久 繁	四国中央市土居町上野3698番地
"	鈴 木 博 美	四国中央市土居町北野2240番地
"	高 橋 藤 信	四国中央市土居町土居1009番地
"	加 藤 弘 明	四国中央市土居町中村1442番地
"	中 川 幸 夫	四国中央市土居町小林1642番地
"	越 智 寧	四国中央市土居町藤原5番耕地7番地
"	坂 上 大 恭	四国中央市土居町津根2782番地
"	谷 比呂司	四国中央市川之江町2751番地10
"	岸 高 幸	四国中央市土居町天満2047番地2
"	野 村 好三郎	四国中央市土居町蕪崎727番地1
監 事	山 内 光 政	四国中央市土居町蕪崎875番地
"	高 橋 俊 一	四国中央市土居町小林744番地
"	安 部 一	四国中央市土居町藤原6番耕地217番地

○愛媛県告示第542号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市中村土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成30年 5月22日

愛媛県東予地方局長 高橋正浩

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	土 岐 清 重	新居浜市横水町13 - 17
"	加 藤 則 明	新居浜市政枝町二丁目7 - 34
"	小 泉 誠 一	新居浜市中村松木一丁目10 - 16
"	高 橋 登	新居浜市土橋一丁目9 - 38
"	近 藤 重 俊	新居浜市中村一丁目8 - 8
"	池 田 辰 夫	新居浜市本郷一丁目6 - 43
"	西 原 力	新居浜市本郷一丁目8 - 41
監 事	大 澤 眞 一	新居浜市土橋一丁目8 - 4
"	久 門 薫	新居浜市本郷一丁目5 - 27
"	近 藤 上	新居浜市横水町12 - 37

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	土 岐 清 重	新居浜市横水町13 - 17
"	大 塚 晟 充	新居浜市滝の宮町6 - 16
"	小 泉 誠 一	新居浜市中村松木一丁目10 - 16
"	高 橋 登	新居浜市土橋一丁目9 - 38
"	眞 鍋 正 幸	新居浜市中村一丁目6 - 36
"	久 門 薫	新居浜市本郷一丁目5 - 27
"	西 原 力	新居浜市本郷一丁目8 - 41
監 事	大 澤 眞 一	新居浜市土橋一丁目8 - 4
"	近 藤 重 俊	新居浜市中村一丁目8 - 8
"	加 藤 則 明	新居浜市政枝町二丁目7 - 34

○愛媛県告示第543号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市洪水土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成30年 5月22日

愛媛県東予地方局長 高橋正浩

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	土 岐 清 重	新居浜市横水町13番17号
"	片 上 和 彦	新居浜市久保田町三丁目8番20号
"	宮 崎 雄二郎	新居浜市滝の宮町4番35号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	眞 鍋 正 幸	新居浜市中村一丁目6番36号
"	神 野 哲 彰	新居浜市政枝町一丁目10番2号

加藤 良一 新居浜市久保田町一丁目3番26号

新居浜市角野土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を平成30年5月14日認可した。

平成30年5月22日

愛媛県東予地方局長 高橋 正浩

○愛媛県告示第544号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第3号

愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年5月22日

愛媛県教育委員会

教育長 井上 正

愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県教育職員の免許に関する規則（昭和37年愛媛県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). It details changes to '様式第19号' (Form No. 19) regarding license renewal procedures, specifically adding a new item 2 and revising item 1.

附 則

この規則は、平成30年5月31日から施行する。

教育委員会公告

○公 告

平成31年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について

平成31年度の愛媛県立高等学校及び愛媛県立特別支援学校高等部の入学者の選抜並びに愛媛県立中等教育学校の第4学年の欠員補充のための編入学者の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日を次のとおり定めた。

平成30年5月22日

愛媛県教育委員会

教育長 井上 正

1 愛媛県立高等学校の入学者の選抜

(1) 学力検査の検査教科及び出題範囲

ア 検査教科

全日制課程は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科

とする。定時制課程は、国語並びに社会、数学、理科及び英語のうちから入学志願者が選択する2教科の3教科とする。

イ 出題範囲

中学校学習指導要領（平成20年3月文部科学省告示第28号。以下「現行中学校学習指導要領」という。）に示されている各教科の目標及び内容並びに平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間における中学校学習指導要領の特例を定める件（平成29年7月文部科学省告示第94号。以下「中学校特例告示」という。）3(1)ウの規定により平成30年度の第3学年の社会において指導する内容に即し、基本的事項について出題する。ただし、平成30年度における学習が、現行中学校学習指導要領又は中学校学習指導要領（平成29年3月文部科学省告示第64号。以下「新中学校学習指導要領」という。）のいずれの規定によるものであっても、影響のないよう配慮する。

(2) 学力検査等の期日及び合格者の発表の日

区 分	一般入学者選抜	推薦入学者選抜	定時制の課程の第2次募集
学力検査等の期日	平成31年3月7日(木)及び同月8日(金)	平成31年2月8日(金)	平成31年3月28日(木)
合格者の発表の日	平成31年3月18日(月)	平成31年3月18日(月)	平成31年3月29日(金)

(3) 通信制の課程及び専攻科

(1)及び(2)の規定にかかわらず、愛媛県教育委員会教育長が別に定める。

2 愛媛県立特別支援学校高等部の入学者の選抜

(1) 学力検査の検査教科及び出題範囲

ア 検査教科

各学校が定めるところによる。

イ 出題範囲

(ア) 本科

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成21年3月文部科学省告示第36号。以下「現行小学部・中学部学習指導要領」という。)に示されている中学部の各教科の目標及び内容並びに視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校にあっては、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間における特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の特例を定める件(平成29年12月文部科学省告示第181号)第2(3)の規定により中学校特例告示3(1)ウの規定に準じて平成30年度の第3学年の社会において指導する内容に即し、基本的事項について出題する。ただし、平成30年度における学習が、現行小学部・中学部学習指導要領又は特別支援

学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年4月文部科学省告示第73号)のいずれの規定によるものであっても、影響のないよう配慮する。

(4) 専攻科

特別支援学校高等部学習指導要領(平成21年3月文部科学省告示第37号)に示されている各教科の目標並びに各科目の目標及び内容に即し、基本的事項について出題する。

(2) 学力検査等の期日及び合格者の発表の日

学力検査等の期日	平成31年3月4日(月)
合格者の発表の日	平成31年3月20日(水)

3 愛媛県立中等教育学校の第4学年の欠員補充のための編入学者の選抜

(1) 学力検査の検査教科及び出題範囲

ア 検査教科

愛媛県教育委員会教育長が別に定める。

イ 出題範囲

現行中学校学習指導要領に示されている各教科の目標及び内容並びに中学校特例告示3(1)ウの規定により平成30年度の第3学年の社会において指導する内容に即し、基本的事項について出題する。ただし、平成30年度における学習が、現行中学校学習指導要領又は新中学校学習指導要領のいずれの規定によるものであっても、影響のないよう配慮する。

(2) 学力検査等の期日及び合格者の発表の日

愛媛県教育委員会教育長が別に定める。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第19号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第18条第2項の規定により衆議院比例代表選出議員の選挙について設けた開票区の区域に係る投票区の変更があったので、開票区の設置(平成17年8月愛媛県選挙管理委員会告示第50号)の一部を次のように改正する。

平成30年5月22日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
2 開票区			2 開票区		
市町名	開票区名	区 域	市町名	開票区名	区 域
		番町投票区、八坂投票区、素鷲第1投票区、素鷲第2投票区、素鷲第3投票区、東雲第1投票区、東雲第2投票区、清水第1投票区、清水第2投票区、清水第3投票区、味酒第1投票区、味酒第3投票区、新玉投票区、雄郡第1投票区、雄郡第2投票区、雄郡第3投票区、たちばな投票区、五明投票区、伊台第1投票区、湯山第1投票区、湯山第2投票区、道後第1投票区、道後第2投票区、道後第3投票区、桑原第1投票区、桑原第2投票区、桑原第3投票区、久米第1投票区、久米第2投票区、小			番町投票区、八坂投票区、素鷲第1投票区、素鷲第2投票区、素鷲第3投票区、東雲第1投票区、東雲第2投票区、清水第1投票区、清水第2投票区、清水第3投票区、味酒第1投票区、味酒第3投票区、新玉投票区、雄郡第1投票区、雄郡第2投票区、雄郡第3投票区、たちばな投票区、五明投票区、伊台第1投票区、湯山第1投票区、湯山第2投票区、道後第1投票区、道後第2投票区、道後第3投票区、桑原第1投票区、桑原第2投票区、桑原第3投票区、久米第1投票区、久米第2投票区、小

松山市	松山市 (第1区) 開票区	野第1投票区、石井第1投票区、石井第2投票区、石井第3投票区、椿第1投票区、余土投票区、垣生投票区、生石第1投票区、生石第2投票区、味生第1投票区、味生第2投票区、久枝第1投票区、久枝第2投票区、和気投票区、潮見投票区、堀江投票区、東大栗投票区、三津浜投票区、宮前投票区、新浜投票区、高浜投票区、由良投票区、泊投票区、鷲ヶ巣投票区、門田投票区、久米第3投票区、石井第4投票区、椿第2投票区、さくら投票区、姫山投票区、小野第2投票区、湯山第3投票区、城西投票区、伊台第2投票区、窪田投票区、 <u>味生第3投票区</u>	松山市 (第1区) 開票区	野第1投票区、石井第1投票区、石井第2投票区、石井第3投票区、椿第1投票区、余土投票区、垣生投票区、生石第1投票区、生石第2投票区、味生第1投票区、味生第2投票区、久枝第1投票区、久枝第2投票区、和気投票区、潮見投票区、堀江投票区、東大栗投票区、三津浜投票区、宮前投票区、新浜投票区、高浜投票区、由良投票区、泊投票区、鷲ヶ巣投票区、門田投票区、久米第3投票区、石井第4投票区、椿第2投票区、さくら投票区、姫山投票区、小野第2投票区、湯山第3投票区、城西投票区、伊台第2投票区、窪田投票区、_____
	松山市 (第2区) 開票区	久谷第1投票区、久谷第2投票区、久谷第3投票区、久谷第4投票区、浮穴投票区、北条第1投票区、北条第2投票区、北条第3投票区、北条第4投票区、北条第5投票区、北条第6投票区、北条第7投票区、北条第8投票区、北条第9投票区、北条第10投票区、北条第11投票区、北条第12投票区、北条第13投票区、北条第14投票区、北条第15投票区、北条第16投票区、北条第17投票区、北条第18投票区、北条第19投票区、北条第20投票区、北条第21投票区、北条第22投票区、北条第23投票区、_____中島第1投票区、中島第2投票区、中島第3投票区、中島第4投票区、中島第5投票区、中島第6投票区、中島第7投票区、中島第8投票区、中島第9投票区、中島第10投票区、中島第11投票区、中島第12投票区、中島第13投票区、中島第14投票区、中島第15投票区、中島第16投票区、中島第17投票区	松山市 (第2区) 開票区	久谷第1投票区、久谷第2投票区、久谷第3投票区、久谷第4投票区、浮穴投票区、北条第1投票区、北条第2投票区、北条第3投票区、北条第4投票区、北条第5投票区、北条第6投票区、北条第7投票区、北条第8投票区、北条第9投票区、北条第10投票区、北条第11投票区、北条第12投票区、北条第13投票区、北条第14投票区、北条第15投票区、北条第16投票区、北条第17投票区、北条第18投票区、北条第19投票区、北条第20投票区、北条第21投票区、北条第22投票区、北条第23投票区、 <u>北条第24投票区</u> 、中島第1投票区、中島第2投票区、中島第3投票区、中島第4投票区、中島第5投票区、中島第6投票区、中島第7投票区、中島第8投票区、中島第9投票区、中島第10投票区、中島第11投票区、中島第12投票区、中島第13投票区、中島第14投票区、中島第15投票区、中島第16投票区、中島第17投票区